

平成 30 年台風第 7 号および前線等に伴う大雨にかかる災害において 被災された方へのお見舞い及び各種お取引に関するお知らせ

このたびの平成 30 年台風第 7 号および前線等に伴う大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

J A 安芸では、今回災害救助法が適用された地域および今後追加される地域にお住まいのお客様に対しまして、以下のとおり個別対応させていただきますので、お近くの J A の窓口へご相談ください。

また、被害を受けられた皆様の資金支援に関するご相談を県内 J A 各店舗の窓口にて受け付けております。

1. 貯金通帳、貯金証書、印鑑等を紛失された場合でも、ご本人であることを確認したうえで便宜扱いによる払い戻しを行いますのでご相談ください。
2. 定期貯金、定期積金等の期限前払い戻し、それらを担保とするお借り入れ等につきましてもご相談ください。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等についてはご相談ください。
4. 損傷した紙幣や硬貨の引換えに応じますのでご相談ください。
5. 災害により国債を紛失された場合にはご相談ください。
6. お借り入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等についてはご相談ください。

<災害救助法適用地域> (平成 30 年 7 月 8 日現在) (J A 安芸管内のみ記載)

- ・ 広島県広島市 ・ 広島県安芸郡海田町 ・ 広島県安芸郡熊野町
- ・ 広島県安芸郡坂町 ・ 広島県呉市

※ J A 安芸管内以外の地域につきましては、J A バンク広島ホームページにてご確認ください。

<http://www.jabankhiroshima.or.jp/>

また、J A 共済にご加入の方で、このたびの災害で被害を受けられた方につきましては、お近くの J A の窓口へご相談下さい。

その他の対応につきましては、詳細が決定いたしましたら随時当ホームページ等にてご案内いたします。

平成 30 年 7 月 8 日
安芸農業協同組合